

標準処理期間の未設定理由

番号 15

処 分 名	市指定文化財の現状変更及び修理の許可
根 拠 法 令 名	松山市文化財保護条例
条 項	第13条
所 管 課	文化財課

【標準処理期間を未設定とした理由】

事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間を設定することが困難である。